

利益相反マネジメントの運用指針

〔平成16年10月25日〕
利益相反マネジメント委員会決定
改正平成18年4月1日
改正平成19年4月1日
改正平成21年9月1日
改正平成27年7月1日
改正平成29年7月1日

岡山大学が産学官連携を積極的に推進していくにあたり、不可避免的に生じ得る利益相反による弊害を抑え、大学と職員が公正かつ効率的に実施するため、また、大学として社会からの信頼を維持し、産学官連携を推進する環境を整備することを目的として国立大学法人岡山大学利益相反ポリシーを平成16年4月1日付で制定した。

このポリシーの目的を達成するための具体的な活動を行うため、以下の運用指針を定め実施することとする。

1. 利益相反マネジメントの対象事象

- (1) 国立大学法人岡山大学職員兼業規程により承認を得て行う兼業活動。
- (2) 職員等が自らの知的財産権を本学以外の第三者に承継、使用許諾する場合。
- (3) 共同研究、受託研究に参加する場合。
- (4) 外部からの寄付金、設備・物品の供与を受ける場合。
- (5) (1)～(4)の相手方等何らかの便益を供与される者から、職員等が物品を購入する場合。
- (6) その他、研究活動に関し、外部から明白と思われる何らかの便益の供与を受けたり、供与が想定される場合。

2. 利益相反ワーキンググループ（利益相反マネジメント実施組織）の設置

- (1) 利益相反マネジメント委員会の実施組織として、利益相反ワーキンググループを設置する。（岡山大学利益相反マネジメント体制：別表1）
- (2) 主査は、研究交流部長（又は次長）とし、委員は総務・企画部人事課長及び研究交流部産学連携推進課長で構成する。
- (3) 業務内容は、①利益相反自己申告受付②利益相反評価案の作成③申告情報管理④利益相反研修等の実施⑤その他利益相反に関する重要事項についての実務を行う。

3. 利益相反アドバイザーの業務内容

- (1) 利益相反マネジメントの対象者の相談に応じること。
- (2) 利益相反ワーキンググループに専門的見地から、アドバイスをを行う。
- (3) 利益相反問題に対する調査活動や面談を行い、利益相反マネジメント委員

会に報告する。なお、職員等のプライバシー保護の観点から、報酬、資産等に関する自己申告の確認については、顧問弁護士による面談を活用する。

4. 利益相反マネジメントの方法・手続き

第1段階 利益相反に関する情報開示（利益相反自己申告書の提出）

- ①利益相反マネジメントの対象者に対し、別に定める利益相反自己申告書を原則として、年1回提出しなければならない。
なお、利益相反マネジメント委員会が指定する者（別表2）を対象として調査を行うこととする。
- ②開示を求める情報の種類は、(ア) 共同研究、受託研究、寄附金等の外部資金の受入、(イ) ベンチャーの起業の立ち上げ又は協力、(ウ) 現金の收受、(エ) 新株予約権の取得・処分、(オ) 債務保証、(カ) 株式取得・処分、(キ) 兼業とする。
- ③職員等から開示された情報は、適切に取扱い、外部に漏洩しないよう厳重に保管する。

第2段階 職員等から提出された情報の判断・記録

- ①職員等から提出された情報は、利益相反ワーキンググループで集積するとともに利益相反状況の問題の有無を判断する。
- ②情報は、適切に記録・保存し、社会的な疑義が提起された場合には、利益相反アドバイザーが、記録をもとに学内で調査を行い、社会の疑義に対する説明責任を果たすべく最善の努力をする。

第3段階 利益相反アドバイザーによる事実関係の検討

- ①利益相反アドバイザーは、提供を受けた情報に関する事実関係を調査・検討し、評価する。
- ②対象となる利益相反の状況が、容認できる状況であると判断した場合は、関係者に対してアドバイスを行う。
- ③対象となる利益相反の状況が、容認できない（禁止される）状況であると判断した場合は、利益相反マネジメント委員会に報告する。

第4段階 利益相反マネジメント委員会による対応

利益相反マネジメント委員会では、利益相反アドバイザーの報告を受けて、必要に応じ該当する職員にヒヤリングを行い、弊害等が生じる可能性を検討し、是正勧告や規程遵守を指示する。

5. 研修等の実施

利益相反アドバイザー及び利益相反ワーキンググループが連携して、初任職員研修をはじめとする各種研修会の場を利用して、利益相反問題への適切な対処に必要な研修を実施する。

また、職員等への十分な周知のためにパンフレットの作成・配布及びホームページによる情報公開等を行う。

6. 利益相反の判断基準事例

(1) 規則に則っているので容認できる事例

岡山大学職務発明等取扱規程の定めに基づいて、補償金を受け取る場合。

(2) 利益相反マネージメント委員会への開示行為は事後でも、原則可能であるが、必要な場合には事前の所属長の許可手続きを必要とする事例

- ①ある企業の資金提供による研究に参加している職員等が、その研究で発明又は開発を行った技術に関して、職員等がその技術を当該企業に譲渡する場合。(譲渡手続)
- ②ある企業の商業的又は研究活動に従事している職員が、その企業の営利部門の執行役員、取締役、コンサルタント又は代理人のポストを引き受ける場合。(兼業)
- ③職員等がある企業等から研究資金の提供や個人的な経済利益を得ている場合において、その受領状況についての開示を大学に行うことなしに、自分の研究結果についての発表、公式照会又はその研究結果の知的財産権に関して専門家としてコメントを行った場合。(守秘義務)

(3) 利益相反マネージメント委員会への開示、審査及び許可の後に初めて許可される活動事例

- ①職員等が、岡山大学職務発明等取扱規程の定めに基づいて、補償金を受け取り、又は研究資金以外に、コンサルティング活動、株式保有又はこれらに類似の個人的な経済的利益を有している企業に対して、その企業との研究で発明した技術を企業に譲渡又は契約に基づいてライセンス等をする場合。(共同研究契約)
- ②職員等が株式を所有しているか、それに類似した個人的利益を有する企業に対して学生、ポスドク若しくは大学の職員等をその営利企業がスポンサーとなっている研究に従事させる場合。(便宜供与)
- ③職員等が経済的利益を有する企業が研究資金の提供者である場合に、その職員等が発明した技術に基づいて当該企業についての技術評価に関与する場合。(公平性)
- ④大学において指導的行動をとることが可能な職員等が、個人的に経済的利益を有している事業に対して大学による支援活動を行う場合。(便宜供与、投資の範囲)

なお、継続して、岡山大学の利益相反事例の蓄積を行い、適切な利益相反マネージメントが行えるようにする。

(参 考)

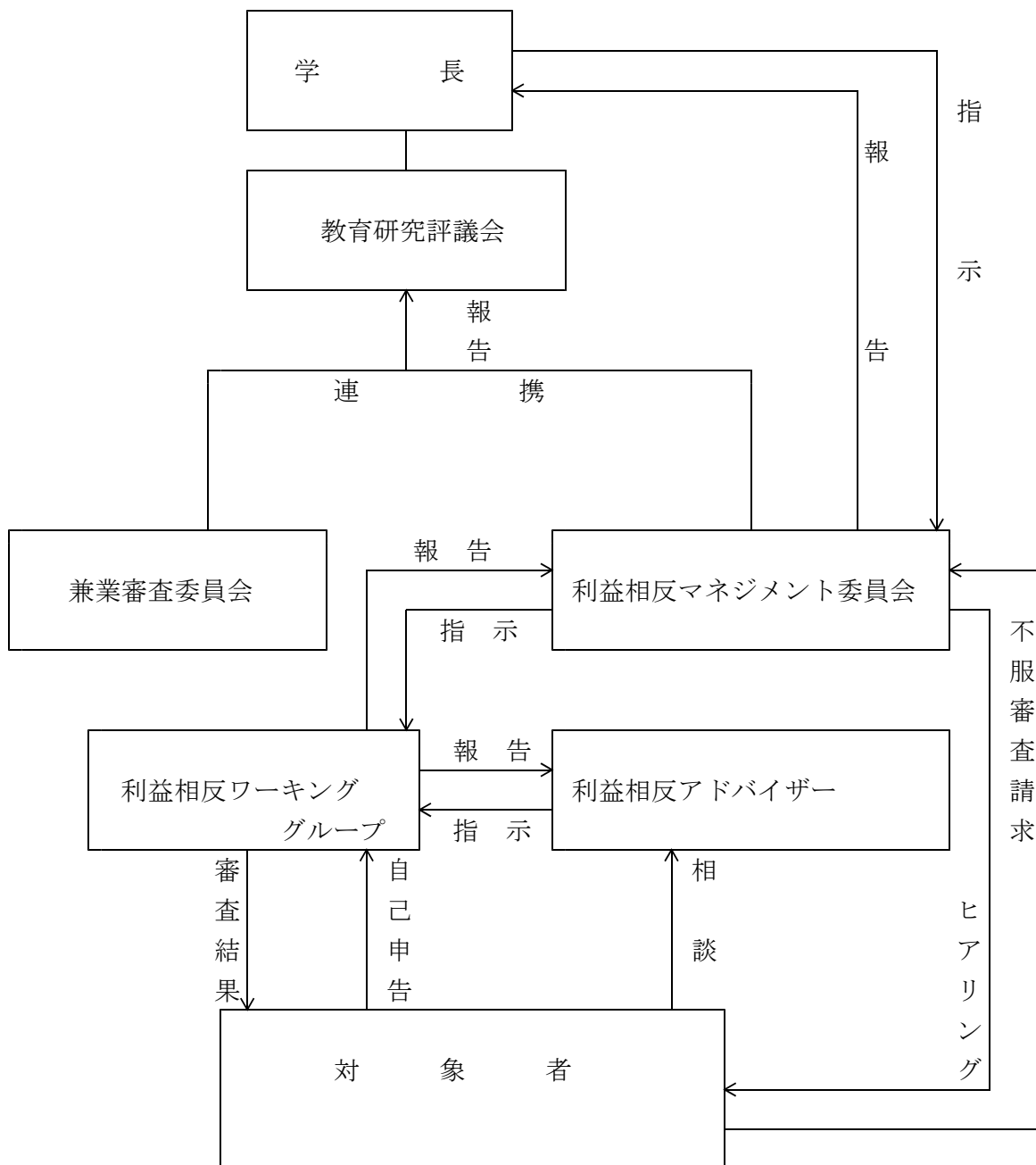
法令違反と利益相反との相違

	法令違反への対応	利益相反への対応
責任の性質	法令上の責任（刑事罰、行政罰、民事上の損害賠償責任等）	社会に対する説明責任、社会的責任
責任の主体	規制に違反した個人・法人の責任者等	大学（組織）
違反・相反状態への対応方法	一律に回避されるべき状態	必ずしも回避する必要はなく、情報開示やモニタリング等、透明性を高めることによりマネジメント可能
判断基準	法令による一律のルール	各大学ごとのポリシーによるルール 利益相反委員会で個別に判断、多様な対応方法が可能
最終的な判断権者	裁判所	大学

(文部科学省 利益相反ワーキング・グループ報告書平成14年11月1日より抜粋)

別表 1

岡山大学利益相反マネジメント体制



別 表 2

利益相反マネジメント委員会が指定する者

1. 常勤役員
2. 部局長
3. 研究推進産学官連携機構
 - (1) 副機構長
 - (2) 研究推進本部長
 - (3) 産学官連携本部長
 - (4) 知的財産本部長
 - (5) 産学官融合センター長
 - (6) 新技術研究センター長
4. 事務局長
5. 総務・企画部
 - (1) 部長
 - (2) 人事課長
6. 研究交流部
 - (1) 部長（又は次長）
 - (2) 研究交流企画課長
 - (3) 産学連携推進課長
 - (4) 研究交流企画課総括主査
 - (5) 産学連携推進課総括主査
7. 財務部
 - (1) 部長
 - (2) 財務企画課長
 - (3) 経理課長
 - (4) 契約課長
8. 岡山大学病院事務部
 - (1) 部長
 - (2) 研究推進課長
9. 委員長が特に指定する者
 - (1) 一件当たり100万円以上の企業との共同研究代表者
 - (2) 一件当たり100万円以上の企業との受託研究代表者
 - (3) 大学発ベンチャー企業の起業者
 - (4) 企業の監査役
 - (5) 一件当たり100万円以上の寄付金を受けた職員